小児慢性特定疾病医療意見書 別紙

(人工呼吸器等装着者及び重症患者の状況)

(共通記載事項)

 氏名 生年月日 年月日()歳 受給者番号 (支給者番号) (支給者	(八旭山牧子:京)										
□ 人工呼吸器 ・ □ 体外式補助人工心臓等 ・ □ 重症患者 ® m 項目 □ 人工呼吸器 ・ □ 体外式補助人工心臓等 ・ □ 重症患者			氏 名						疾病名		
受給者番号	患	者	生年月日		年	月	日()歳		口人工呕哑吧 ,口体从才抽肚人工入膵效,口手疗鬼老	
			受給者番号						診断項目		

○人工呼吸器等装着者の状況

人工呼吸器を装着する場合は下記①及び③、体外式補助人工心臓等を装着する場合は下記②及び③に記入してください。

①人工呼吸器の使用について											
人工呼吸器装着の有無	1. あり(年 月から) 2. なし										
人工呼吸器の使用方法 (注2)	1. 気管チューブを介した人工呼吸器使用 2. 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器使用										
施行状況 (注3)	1. 継続的に施行 2. 断続的に施行 3. 未施行										
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり 2. なし										
(注1) 人工呼吸器装着者とは、気管チューブ又は鼻マスク若しくは顔マスクを介して人工呼吸器を使用している者をいう。 (注2) 気管チューブとは口、鼻及び気管切開口を介して気管内に留置するチューブ、カニューラをいう。 (注3) 「継続的に施行」とは、連日おおよそ24時間継続して装着していることをいう。											
②体外式補助人工心臓等の使用について											
体外式補助人工心臓等の装着の有無	1. あり(年 月から) 2. なし										
体外式補助人工心臓等の装着の種 類 (注4)	1. 体外式補助人工心臟 2. 埋込式補助人工心臟										
施行状況 (注5)	1. 継続的に施行 2. 断続的に施行 3. 未施行										
概ね1年以内に離脱の見込み 1. あり 2. なし											
(注4) 体外式補助人工心臓等とは、体外式 (注5) 「継続的に施行」とは、連日おおよそ	・ 注補助人工心臓及び埋込式補助人工心臓をいう。 24時間継続して装着していることをいう。										
③生活状況等の評価について											
	○食事 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助										
	○更衣 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助										
	○移乗(※1)・屋内での移動 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助										
生活状況の評価	○屋外での移動 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助										
	 ※1 移乗:ベッドから椅子、車椅子への移動 ※2 【評価基準】 1. 自立 補装具の使用の有無に関わらず、通常の発達相当に実施できる。 2. 部分介助 1. 自立と3. 全介助の間 										
	3. 全介助 本人のみでは実施することが困難で、実施のためには全般に介助が必要な状態										

[※] 人工呼吸器、体外式補助人工心臓等の使用の必要性が、認定されている疾病によって生じている場合に 本意見書を提出してください。

○重症患者の状況(認定基準該当事項)

基準1又は基準2の該当事項について、「記入欄」に○を付け、又は必要事項を記載してください。

基準①	表面に記載の小児慢性特定疾病 すると認められる場合	同に起因し、次に掲 に	げる「症状の状態」のうち1つ以上	:が概ね61	・	人上総	쌾続	
対象部位		症状の状態	記入欄					
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの		7が0.03以下のもの又は視力の良い方 1方の眼の視力が手動弁以下のもの	視力 右(左()	
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが100	デシベル以上のもの	聴力 右	dB	左	dB	
	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したも	50	無		有		
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を	両上肢の全ての指を基部	ふから欠いているもの	無		有		
上肢	有するもの	両上肢の全て指の機能を	 上肢の全て指の機能を全く廃したもの			有		
	日中の総合のでは、「原文学・ナートフェーの	一上肢を上腕の2分の1以	無 •	有(右 ·	左)		
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の用を全く廃したも	無・	有(右 ·	左)		
	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したも	50	無	•	有		
下肢	両下肢を足関節以上で欠くもの	無	•	有				
体幹·脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に 座っていることができない程度又は立ち上 がることができない程度の障害を有するも の	ずれもができないもの又に 上がれず、他人、柱、杖そ	、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいまい位若しくは座位から自力のみでは立ちその他の器物の介護若しくは補助によりはきる程度の障害を有するもの			有		
	身体の機能の障害又は長期にわたる安静		無	•	有			
肢体の機能	を必要とする病状が、この表の他の項(眼 及び聴器の項を除く。)の症状の状態と同	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの		上肢(下肢(
从评"小成品	程度以上と認められる状態であって、日常 生活の用を弁ずることを不能ならしめる程	四肢の機能に相当程度の		右・				
	度のもの	級、2級、障害年金1級程	度)	無	<u> </u>	有		
基準②	基準①に該当しない場合であっ 小児慢性特定疾病が次の疾患郡			れる場合(表面に	こ記載	뷫の	
疾患群	治療状況等の状態	25	記入欄	J				
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行ってい	るもの	転移(無 ・ 有) 再発(無 部位(治療内容(· 有))	
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD(持続携帯 行っているもの	复膜透析)を含む。)を	血液透析(無 · 有) 腹膜透	析(無・	有)			
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの		気管切開管理(無・有) 挿	管(無・	有)			
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているも	の	人工呼吸管理(無 · 有) 酸素類	療法(無・	有)		
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下である において寝たきりのもの	もの又は1歳以上の児童	発達・知能指数(1歳以上で寝たきり(無・有))				
神経•筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下である において寝たきりのもの	もの又は1歳以上の児童	発達・知能指数(1歳以上で寝たきり(無 ・ 有))				
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの 静脈栄養を必要としているもの又は肝不全*		気管切開管理(無・有) 3月以上常時中心静脈栄養が必要(無 肝不全状態(無・有)	挿管(・ 有)	無 •	有)	
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下である 児童において寝たきりのもの	もの又は1歳以上の	発達・知能指数(1歳以上で寝たきり(無 ・ 有))				
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの 児童において寝たきりのもの)又は1歳以上の	気管切開管理(無・有) 挿 1歳以上で寝たきり(無・有)	管(無・	有)			
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの 児童において寝たきりのもの)又は1歳以上の	気管切開管理(無・有) 挿 1歳以上で寝たきり(無・有)	管(無・	有)			
染色体又は遺 伝子に変化を 伴う症候群	上記いずれかの疾患群の「治療状況等の状	態」に該当するもの	該当する疾患群() *該当する疾患群の欄に所見を記載してください。					